

第2回 化学物質管理強調月間を実施します

期間 令和8年2月1日から令和8年2月28日

～ この機会に化学物質管理の総点検を～



国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2,900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表	
✓ がつかない場合は、 図解 やリンク先の情報等を参照して確認をお願いします。	
① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント(RA)対象物であるかを把握していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合・濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を造る製造化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物にこのリスト上をご覧ください。 また、令和7年4月1日に約300物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧	
② 化学物質管理者を選任していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱い事業場において化学物質管理者を選任することが義務となりました。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、以下の図解の10ページに記載のNo.1-1-2-2をご覧ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する図解	
③ RAを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じおそれる程度を評価し、リスクの低減対策を講ずることです。 下の図解を参照してください。 Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、財の支援を支援するための産業界・ニースの作成を進めています。財のニースが定まらないうちも、産業界・ニースのQ1-1、Q1-2をぜひご覧ください。 産業界における化学物質取扱い削減に向けたリスク評価ツール	

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

《スローガン》

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

みなさま、この機会に職場で取り扱う化学物質の危険性・有害性を認識した上で、化学物質の自律的管理を進めていきましょう。

《各事業者の実施事項》

- ① 下記(ア)から(工)の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う
 - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等
 - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認
 - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



化学物質による事故はあなたの職場でも起こるかもしれません

フッ化水素中毒



【発生状況】

換気の不十分なトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、危険有害性の高い洗浄剤（フッ化水素含有）を使用して作業者3名で作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。

【原因】

- ・換気が不十分であったこと。
- ・呼吸用保護具を使用していなかったこと。
- ・特定化学物質作業主任者未選任により、作業方法等の適切な指揮、管理等がなされていなかったこと。
- ・フッ化水素のSDS等による詳細な危険有害性を把握しておらず、ばく露防止対策の必要性に対する認識が不十分であったこと。

有機溶剤中毒



【発生状況】

金属製の部品の仕分作業を行っていたところ、次第に頭痛を催し嘔吐した。災害発生当時、別の作業者が近くでラッカースプレーを使用して臨時に部品の塗装作業を行っていた。

【原因】

- ・有害物質を使用しない作業と同じ場所で、他の作業者が有機溶剤を使用する作業をしたこと。
- ・そのため、リスクアセスメント、対策等がとられていなかったこと。

塩素ガス中毒



【発生状況】

殺菌水生成装置（同装置を挟んで次亜塩素酸ナトリウム液のタンクと塩酸液のタンクが設置）の次亜塩素酸ナトリウム液の残量が少なかったため補充しようとしたところ、誤って塩酸を補充してしまい、塩酸と次亜塩素酸ナトリウムの化学反応により塩素ガスが発生し吸引した。

【原因】

- ・補充するタンクの確認を行わなかったこと。
- ・特定化学物質作業主任者を選任していなかったこと。
- ・作業手順書に補充作業の具体的な確認方法、各補充液の保管場所、補充方法などが記載されていなかったこと。
- ・安全衛生教育が不十分であったこと。

《 厚生労働省 》

新たな化学物質規制に関するラベル・SDS、リスクアセスメントなどのQ & Aなど職場における化学物質対策についての情報を掲載しています。

【職場における化学物質対策】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html

【安全衛生Q & A】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_index.html



職場における
化学物質対策



安全衛生Q & A

《 中央労働災害防止協会 》

「令和7年度 化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています。

<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/chemicals/>



化学物質管理強調月間

《 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 》

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制に関する情報（リスクアセスメント対象物一覧や事業者が実施すべき事項など）についてわかりやすく掲載しています。

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



ケミサポ

《 環境省 》

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に関する情報が掲載されています。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



化学物質アドバイザー制度